

地方分権改革有識者会議
雇用対策部会報告書
(案)

平成27年11月20日

目次

1	経緯	1
2	検討	1
3	結論	3
4	終わりに	4
別紙1	国のハローワークの職員・組織をすべて地方に移管した場合の問題点とそれに対する考え方	5
別紙2	新たな雇用対策の仕組み（案） ～ハローワークの地方移管～	6
別紙3	新たな雇用対策の仕組み（案） ～ハローワークの地方移管～（図）	7

資料

1 経緯

- 国のハローワークの地方移管は、平成 19 年に発足した地方分権改革推進委員会において議論され、全国知事会が求め続けている長年の課題であり、平成 27 年 1 月 30 日の閣議決定「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、一体的実施とハローワーク特区等の「成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める」こととされている。
- 平成 27 年 6 月 30 日に開催された地方分権改革有識者会議では、全国知事会から、「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」が提出され、ハローワーク特区等のこれまでの取組の成果、課題を検証しながらハローワークの見直しの方向について議論を進めていくこととなった。
- その上で、平成 27 年 9 月 2 日の地方分権改革有識者会議において、石破茂内閣府特命担当大臣からは「利用者（求職者と求人側）にとって何が一番いいのかという視点で検討し、結論を出したい」との発言があり、一体的実施とハローワーク特区等の成果と課題について、当部会を活用して検証することとされた。

2 検討

- 当部会では、これまで全国知事会と厚生労働省の行った検証結果を精査するとともに、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国市長会からも意見を聴取し、議論を重ね、まず、以下のように整理した。
なお、一体的実施とハローワーク特区の充実策については、実務者レベルでの検討を行った。
 - ・ 現在、国のハローワークが有している、都道府県域を超えた広域的な労働移動への対応や、急激な景気の悪化・大規模災害などの緊急時の迅速・機動的な対応を行う雇用のセーフティネット機能、雇用保険制度の健全な運営については、地方に移管した場合、十分に維持することは難しいのではないか。

- ・ 一体的実施やハローワーク特区の成果は、職業紹介と福祉施策や産業施策、また、若者・女性・中高年・障害者支援施策等との連携による取組が高い効果を生むことを示したものと考えられる。

したがって、一体的実施・ハローワーク特区は、平成 22 年の閣議決定（アクション・プラン）において「3 年程度行う」として、通知等に基づいて開始された試行的な取組だが、安定的な取組として位置付けるべきではないか。

- ・ 一体的実施の取組において、地方側のハローワークへの要望に関して協議や連携を円滑に進めているところとそうでないところがある。

また、ハローワーク特区における知事から労働局長への指示権については、実際に活用されたのは佐賀県のハローワーク特区における 1 件のみであるが、指示権を背景に現場での調整が円滑に進んでいるとの評価もある。

したがって、国と地方の連携を強化していく上で、ハローワーク特区における指示権のような仕組みは有効であり、ハローワーク特区のように地域を限るのではなく、全国的な制度とすべきではないか。

- ・ 女性施策、若者施策、障害者施策、高齢者施策、U I J ターン等と結びつく地域のニーズに応じた地方公共団体における無料職業紹介を一層充実させるべきではないか。

○ そして、国のハローワークの地方移管の問題点とそれに対する考え方を、別紙 1 のとおり整理した。

○ また、平成 27 年 11 月 12 日には、全国知事会から「ハローワークの地方移管について」として、下記の内容の要請が石破大臣に対してなされ、石破大臣から当部会に対して、要請の内容も速やかに議論するよう求められた。

<要請の概要>

- 1 ハローワークの地方移管を強く求める。
- 2 具体的な地方移管の在り方については、国民・雇用主にとって利便性の高い制度を実現する選択肢として、以下も含め、速やかな検討を求める。
 - ① 都道府県が自らハローワークを設置できる「地方版ハローワーク」制度を創設すること。

この場合、雇用保険・職業訓練受講指示を行えるようにするとともに、ハローワーク求人情報のオンライン提供について、国の職員用端末と同等の情報を提供すること。

- ② ハローワーク特区制度の全国展開などにより、国のハローワークに対する都道府県知事の関与を全国制度化すること。

3 結論

- これらを総合的に検討した結果、当部会としては、利用者の利便性を第一義として考えれば、ハローワークの地方移管として、別紙2及び別紙3のとおり、

- ① 知事が国のハローワークを“實際上、都道府県の組織として活用”できる枠組を創設し、
- ② 地方版ハローワークの設置権限を移譲し、地方公共団体が国と同列の公的な立場で無料職業紹介事業を実施できることとし、
- ③ 国のハローワークと地方公共団体とが同一施設内で無料職業紹介及び相談業務等を行う「利用者の視点に立っての一体的サービス」の提供を全国かつ継続的に展開し、
- ④ 国による支援を拡充する

ことにより、国と地方の連携を抜本的に拡充し、新たな雇用対策を法律に基づき全国かつ安定的な仕組みとして構築すべきであるとの結論に至った。

- このほか、一体的実施とハローワーク特区の充実策について行った検討結果について、可能なものから直ちに実行すべきである。

- こうしたことにより、例えば、職を求める方にとっては、身近な場所で福祉サービス等と一体となった支援を受けられ、また、地元企業や地方に進出しようとする企業にとっては産業政策と相まって人材確保も含めたトータルな支援を受けられるというメリットが生まれるものと考え。もって、この部会の提案は、利用者の利便性という点において、現在の仕組みよりも、向上するものと確信する。

4 終わりに

- 今後、国においては、当部会の検討結果を踏まえ、その実現に向けて、具体的な制度設計を行っていただきたい。
- その際には、労使の意見を十分反映させることはもちろんのこと、地方の代表も制度設計に参画させるなど、地方の意見も十分反映させるべきである。
- また、国と地方が各々の立場で役割を果たしつつ相互に連携・補完し、国と地方の二重行政と指摘されることのないよう、十分に配慮する必要がある。
- 特に、地方においては、長年の要望が実現につながり、雇用対策に関する役割と責任が飛躍的に大きくなることを踏まえ、この新たな雇用対策の仕組みを積極的に活用していただきたい。また、国においては、こうした地方の取組を支援することを期待したい。
- 最後に、この報告書の内容が、近い将来に制度化され、国のハローワークと地方版ハローワークが今以上に国民の雇用の確保に資するものとなり、ひいては、国民生活、国民経済の安定と向上に繋がっていくことを大いに期待する。

①職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる

厚生労働省の意見	地方側の反論	反論に対する厚生労働省の見解	部会の考え方
<p>求職者・求人者は、都道府県を超えて、求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなる。</p> <p>→ 就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。</p> <p>※ 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成25年度実績)</p> <p>※ 東京のハローワークで受理した求人の約3割は勤務場所が東京都外(平成25年度実績)</p>	<p>全国ネットワークにより情報が共有される仕組みがあれば、職業紹介の全国的な展開を維持することは可能である。</p>	<p>ある県のハローワークが求職者の相談を受け、別の県の求人を担当するハローワークに求人企業との調整や指導を依頼するなどの連携を日常的に行っているが、これは、本省からハローワークへの統一的な指揮監督を背景に職務上の義務として行っているもの。地方移管した場合、ある県から別の県に指揮監督(指示)を行うことは法制上不可能であり、ハローワーク間と同様の連携を円滑かつ迅速に行うことは望めないのではないか。</p>	<p>求職者・求人企業にとっては、国による全国ネットワークをなくしてしまうよりは、維持する方がメリットが大きいのではないかと。</p>

②全国一斉の雇用対策が講じられなくなる

厚生労働省の意見	地方側の反論	反論に対する厚生労働省の見解	部会の考え方
<p>国は都道府県に雇用対策に関する指揮命令はできない。ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。</p> <p>(例)リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施。</p>	<p>全国的な職業紹介のネットワークへのアクセスが確保されていれば、東日本大震災のような突発的な事態に対しても、地方自治体が行う職業紹介により、必要な対応を図ることができる。地方は補正予算を迅速に編成するなど、国よりも機動的な対応が可能。</p>	<p>突発的な事態に全国一斉的かつ迅速に対応するには、本省・労働局・ハローワークが一つの業務体系のもと指揮監督関係でつながり、被災地外の地域も含めた就職支援、専門職員の応援派遣を行うこと等により可能となっている。都道府県によって異なる業務体系が存在する状況で、しかも要請にとどまる場合とは機動性に大きな差がある。</p>	<p>今後起こり得る東日本大震災やリーマンショックレベルの危機対応に当たっては、引き続き国が雇用対策を担うメリットが大きい。加えて、地方ならではのきめ細かな対応が併せて行われることが利用者にとっても望ましいのではないかと。</p>

③雇用保険の財政責任と運営主体の不一致

厚生労働省の意見	地方側の反論	反論に対する厚生労働省の見解	部会の考え方
<p>保険集団を大きくしてリスク分散を図る観点から、国が保険者となることが望ましい。</p> <p>雇用保険業務を自治体に移管した場合、失業認定と職業紹介を行う主体が一致せず、財政責任を負わずに自治体が失業認定事務を実施することになる。</p> <p>→ 失業給付の濫給、国民負担の増大(保険料の引き上げ・給付カット)につながる恐れがある。</p>	<p>雇用保険の運用等については、全国規模のメリットを生かし、これまで通り(全国単位を)維持することを想定している。また、職業紹介だけでなく、雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求めており、両者の分離による濫給の指摘は当たらない。</p>	<p>仮に、運営主体が国、認定が各都道府県では、両主体は一致していない。また、給付率に応じて各都道府県の負担額を変える仕組みとすると、仮に負担額を保険料率に反映し、事業主の負担とした場合には、景気の悪い地域では保険料の負担額が高くなり、保険料率の高低が企業行動に影響しうる点も懸念される。</p>	<p>地方に移管し、雇用保険財政を全国一体で運営して、労使の保険料率は一定とする一方で、濫給防止は地方負担を導入することで可能かもしれないが、そこまでは地方側は望まないのではないかと。</p>

④ILO条約を守ることができなくなる

厚生労働省の意見	地方側の反論	反論に対する厚生労働省の見解	部会の考え方
<p>ILO第88号条約を守れなくなる。</p> <p>第2条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。</p>	<p>外国では、地方自治体や民間が職業紹介を実施している例がある。</p>	<p>労働政策審議会において、二度にわたり、「地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反する」と明記した意見書が出されており、ハローワークを地方移管した場合に労働者団体がILOへの提訴も辞さない主張。地方移管に伴う法改正の際には、労働政策審議会に諮ることが求められるが、構成員である公労使が一致して反対している以上、理解を得ることが極めて困難。</p>	<p>—</p>

新たな雇用対策の仕組み(案)～ハローワークの地方移管～

地方が国のハローワークを活用

地方版ハローワークの創設

別紙2

平成27年11月

概要

利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、法律に基づき、全国的かつ安定的な仕組みとして構築

ポイント1

知事が国のHWを“實際上、都道府県の組織として活用”できる枠組を創設(法律) (HW=ハローワーク)

(1) 「法律上の協定」

- ① 都道府県・市町村と都道府県労働局との間で「法律上の協定」を締結
- ② 協定の趣旨
職業安定行政を中心とした雇用対策全般について、都道府県・市町村と都道府県労働局とが一緒に考え、推進し、共通の成果目標の達成を図る。
- ③ 協定の効力
都道府県・市町村内の全ての国のHW
- ④ 協定の内容
a運営協議会の設置、b事業計画の策定、c若者、女性、高齢者、障害者、UIターン等の個別政策、雇用創出、産業施策に係る協力・国の支援、d国と地方による「一体的サービス」、e地方版HWの支援等

(2) 知事から都道府県労働局長への法律上の関与(HW特区における「指示」と同等の権限)

- ① 知事は、都道府県労働局長に対し、協定の内容全般について法律上、要請することができ、要請を受けた都道府県労働局長は、合理的な理由がある場合を除き業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。
- ② 他の都道府県労働局長に及ぶ事項も要請の対象とすることができる。
- ③ 都道府県労働局長が知事の要請に従わないときは、知事は厚生労働大臣に申し立てをすることができる。

※ 市町村長から都道府県労働局長への法律上の関与のあり方については、市町村・都道府県の意向及び制度の趣旨を踏まえ、今後の具体的な制度設計の過程において結論を得る。

⇒ HW特区に限らず全国的に実施

ポイント2

地方版HWの設置権限を移譲し、地方公共団体が国と同列の公的な立場で無料職業紹介事業を実施

- (1) 地方公共団体が無料職業紹介事業を行う際の届出を廃止(法律)
- (2) 民間事業者と同列に課されている規制や監督(職業紹介責任者の選任・帳簿の備え付け・事業停止命令等)を廃止(法律)
- (3) 求人情報のオンライン提供について法定化(法律)
国が地方公共団体にオンラインで提供する情報の範囲を「企業が求める人材像やより詳細な労働条件」へ拡大し、国のHW職員が職業紹介のために用いる情報と同様に
- (4) 地方版HWが受け付けた求人情報についても、国のHW求人情報システムに反映
- (5) 地方が紹介した求職者を雇用した企業が雇入れ助成金の対象となることの明確化・周知徹底
- (6) 国による雇用保険の認定、職業訓練の受講指示、雇用調整助成金の支給手続について、自治体の希望や利用者のニーズに応じて対応(例:国の職員の配置・巡回等)
- (7) 地方版HWの名称は、利用者の利便性を考慮し、地方の自主性を尊重

ポイント3

国のHWと地方公共団体とが同一施設内で無料職業紹介及び相談業務等を行う「利用者の視点に立っての一体的サービス」の提供を全国的かつ継続的に展開

- (1) 「一体的サービス」について法定化(法律)
- (2) 「一体的サービス」を継続的に実施できるよう、国として必要な経費を予算措置
- (3) 「一体的サービス」の運営にあたって地方からの「要望」に対して迅速・積極・柔軟に対応できるよう、「要望」の様式の統一や標準処理期間の設定等、スキーム化
- (4) 少なくとも月1回国のHWの就職実績を地方に提供
- (5) 国による雇用保険の認定、職業訓練の受講指示、雇用調整助成金の支給手続について、自治体の希望や利用者のニーズに応じて対応(例:国の職員の配置・巡回等)

ポイント4

国による支援の拡充

- (1) 地方の職員の研修に協力
- (2) 国と地方の間の人事交流を拡充
- (3) 地方が取り組む雇用対策事業(雇用拡大、人材育成、地方版HW、「一体的サービス」等)への財政支援
- (4) 生活困窮者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、産業政策、企業誘致に当たり一層の利便性が高まるよう、国と地方の情報共有の一層の推進や事例集の作成

- (注)・ 今後の具体的な制度設計に当たっては、地方の代表も参画するなど、地方の意見も十分反映させて行う。
・ (法律)とある項目は、今後、労働政策審議会の議論を踏まえ、雇用対策法及び職業安定法の法律改正を行うもの
・ それ以外のものは、この「仕組み」を閣議決定後、速やかに実施

新たな雇用対策の仕組み（案）～ハローワークの地方移管～

地方が国のハローワークを活用

地方版ハローワークの創設

